

「自由金利型定期預金（M型）規定」新旧対照表

公表日：2019年12月27日

赤字：追加、変更

青字：削除

<コメント>

改定前	改定後	備考
<p>自由金利型定期預金（M型）規定</p> <p>1. （反社会的勢力との取引拒絶） 自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、第7条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとしします。</p> <p>< 2. 及び3. 省略 ></p> <p>4. （利息）</p> <p><（1）～（2）省略></p> <p>（3）当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第7条第2項、第3項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、単利型の場合は第5条第2項、複利型の場合は第6条第2項の規定により取扱います。</p> <p>7. （預金の解約、書替継続）</p> <p><新規></p> <p>（1）この預金を解約または書替継続するときは、この預金の証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの預金の通帳とともに当店に提出してください。</p>	<p>自由金利型定期預金（M型）規定</p> <p><預金共通規定へ取り纏め> ※「普通預金規定」新旧対照表をご覧ください。</p> <p>< 1. 及び2. 省略 ></p> <p>3. （利息）</p> <p><（1）～（2）省略></p> <p>（3）この預金を第6条1項により満期日前に解約する場合および預金共通規定第8条第1項、第2項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、単利型の場合は第4条第2項、複利型の場合は第5条第2項の規定により取扱います。</p> <p>6. （預金の解約、書替継続）</p> <p>（1）この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</p> <p>（2）この預金を解約または書替継続するときは、この預金の証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの預金の通帳とともに当店に提出してください。</p>	<p></p> <p>上記に伴う条の繰上げ</p> <p>民法第136条1項を踏まえた改定 預金共通規定へ取り纏め及び条の繰上げによる変更</p> <p>民法第136条1項を踏まえた追加</p>

「自由金利型定期預金（M型）規定」新旧対照表

公表日：2019年12月27日

赤字：追加、変更

青字：削除

<コメント>

改定前	改定後	備考
<p style="text-align: center;"><新規></p> <p style="text-align: center;">以上</p>	<p>9.（規定の変更）</p> <p>（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p>この他、「預金共通規定」をご参照ください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>改定日：2020年3月2日</p> <p>本対照表は、以下の各種定期預金に共通する内容です。同様に改定する規定は以下の通りです。</p> <p>自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 自由金利型定期預金規定 自動継続自由金利型定期預金規定 自動継続期日指定定期預金規定 自動継続変動金利定期預金規定 積立定期預金規定</p> <p>※ ただし、9.（規定の変更）については普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、通知預金規定にも共通する改定部分です。</p>	<p>改正民法第 548 条の 4 に伴う追加</p>